



**Kodak Health, Safety, and Environmental (HSE)
Supplier Requirements**
For Articles, Chemicals, Electrical and Electronic Equipment, and Packaging

コダック HSE 成形品、化学品、電気・電子機器、包装材の調達要件

目次

1. 目的	2
2. 対象範囲	2
3. 供給業者様の責任	2
4. 倫理的要件	4
5. 成形品に関する要件	5
6. 化学品に関する要件	6
7. 電気・電子機器 (EEE) に関する要件	7
8. 包装材に関する要件	9
9. 付属書	12
付属書 A – 要申告物質および制限物質	12
付属書 B – 識別が困難な部品のトレーサビリティに関する要件	19
付属書 C – 包装材に関する参考資料	20
付属書 D – 包装材の重金属の試験とサンプリングに関する説明	21
付属書 E – 用語の定義	22
付属書 F – 改訂履歴	25

1. 目的

Eastman Kodak Company（以下コダック）では、コダックに供給される成形品や化学品、原料その他の製品が、製造や世界各地での流通および販売において、適用されるすべての規制要件を満たしていることを求めています。さらに、コダックは製品の環境への影響を低減するために、特定の社内基準も設けています。これらの要件は本文書に記載されています。

コダックに原料や部品などの製品を納入される供給業者様は、その製品が **EKSP-2285 Supplier Requirements For Articles, Chemicals, Electrical and Electronic Equipment, and Packaging** (成形品、化学品、電気・電子機器、包装材の調達要件) の記載内容に準拠するよう願います。より新しい規制やコンプライアンス要件が施行されている場合には、それらの要件にも準拠するようお願いいたします。特別な取引条件の場合には、必要に応じ本文書以外の文書による要件を依頼させて頂くこともあります。

本文書は定期的に改訂されます。**EKSP-2285** の最新バージョンは www.kodak.com/go/hsesupplier で確認ください。

2. 対象範囲

コダックは多くの国や地域にビジネスを行っていますので、**EKSP-2285** は製造または供給元の所在地に関係なく、コダックに供給またはライセンス供与されるすべての製品に適用されます。要件は、コダックおよびコダック以外のブランドの製品用に納入される部品や材料などに適用され、納入製品のタイプごとに記載しています。

EKSP-2285 は以下の種類の納入製品に対して、HSE（健康、安全、環境）に関する要件を規定しています：

- [成形品](#)
- [化学品](#)
- [電気・電子機器](#)
- [包装材](#)

3. 供給業者様の責任

3.1. 製造/輸出承認：

供給業者様は、製造国での製造および製造国からの輸出に必要な承認および認可を、関係機関およびその他の政府機関から取得し、維持してください。

3.2. 適合文書：

供給業者様は納入品に関する事項を「HSE Supplier Declaration Form：サプライヤー申告書（DF）」に記入するか、コダックが認定した第三者からの適合情報要求に応えるものとします。

DFの記入方法は、コダックのウェブサイト (www.kodak.com/go/hsesupplier) で確認できます。コダックまたはコダックが認定した第三者がDFの要請を行った場合は、供給業者様は15営業日以内、または特別に指定する場合はその期間内に対応させるようお願いします。

3.3. 二次および三次供給業者様に対するお願い：

供給業者様は、供給業者様に原料や材料を納入される供給者様（二次および三次供給者様）に対して、適正評価（due diligence）プロセスを持ち、正確で完全な情報がコダックに提出されるようお願いします。供給業者様のサプライチェーンからの文書およびデータを含め、文書および/または試験データを保管し、コダックから要求する場合には利用できるようにしてください。

3.4. 変更管理：

供給業者様は、製品、プロセス、材料、または規制の変更により、以前に提出したDFの記載内容に変更が生じた場合は、速やかに ww-mcd@kodak.com にメールを送信し、コダックの調達担当者に変更の申告をして下さい。

3.5. 製品の変更、製造中止、リコール、または不適合：

供給業者様は、コダック製品の健康、安全または環境性能に影響を及ぼす可能性のある変更、製造中止やリコールが生じた場合、または規制への不適合が確認された場合は速やかにコダック (ww-mcd@kodak.com) に書面により通知する義務があります。

コダックまたはコダックの顧客によって、安全、衛生、環境、または規制に関する潜在的な問題が発見され、それが供給業者様の責任であると判断された場合、供給業者様に書面で通知します。この場合、供給業者様は通知を受けた日から15営業日以内、または通知に期限が記載されている場合はその期間内に、書面でその懸念事項に回答してください。

3.6. 追加情報：

供給業者様はコダックからの要求に応じて、EKSP-2285記載の要件、または規制遵守ガイドライン文書あるいはその他の文書による追加要件に準拠することを証明するための文書をコダックに速やかに提出してください。

これには以下が含まれますが、これらに限定されません：

- コダックの報告要件を満たす文書
- 特殊な用途、材料組成、マーキング（印字等）要件（食品接触用途など）
- 特定の地域の規制遵守および製品ラベル要件

3.7. 成形品、化学品、電気・電子機器（EEE）、および包装に関する一般共通要件：

注： [成形品](#)、[化学品](#)、[電気・電子機器（EEE）](#)、および[包装材](#)に関する以下の一般共通要件は、個々の製品タイプごとの説明 5.から 8.にある要件に追加されます。

- 3.7.1. 制限物質：**[付属書 A](#)に、制限物質、要申告物質/物質群、供給業者様が供給する製品の各成分を評価するために使用する基準、ならびに[報告義務のある用途](#)および[しきい値レベル](#)を記載してあります。

コダックが使用の可否を確認し、供給業者様に書面による許可を与えた場合を除き、製品は、[付属書 A](#)に記載されている報告義務のある用途に対して、所定のしきい値を超える制限物質を含んではなりません。

- 3.7.2. 製品からの排出物：**供給業者様は、通常の使用条件または予測可能な誤使用時に生成/放出される可能性のある空気中への排出物（揮発性有機化合物、カーボンブラック、オゾン、スチレン、異臭、粉塵など）を特定してください。要求がある場合には、証明書、試験報告書、および裏付け文書をコダックに提出します。

- 3.7.3. EU REACH 高懸念物質 (SVHC)：**供給業者様は、コダックに供給する製品に 0.1 重量%を超えて含まれるすべての SVHC を申告する必要があります ([付属書 A](#))。また、供給業者様は SVHC リストの更新を確認し、新たに追加された材料がコダックに提出される製品に 0.1 重量%を超えて含まれる場合は、速やかにコダック (ww-mcd@kodak.com) に通知してください。

コダックが認定された第三者を使用して適合情報を収集している機器製品およびコンポーネントの供給業者様は、EU REACH SVHC リストが更新された場合、継続的な要請に速やかに対応してください。

- 3.7.4. 製品の安全性 (PS)：**コダックに供給される製品は、対象とする市場に適用されるすべての製品安全 (PS) 規格に準拠しているものとします。たとえば、可燃性 (UL-94)、玩具安全性 (ASTM F963、EN-71)、食品接触などがあります。要求がある場合には、証明書、試験報告書、および裏付け文書をコダックに提出してください。

- 3.7.5. 紙および印刷物：**紙および印刷物（マニュアルおよびスタッファーシートを含む）は、[再生含有率](#)が 10%以上か、または以下の森林認証制度のいずれかによって認証されたものであるとします：
- 持続可能な林業イニシアチブ(米国)、PEFC Canada などの PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification：森林認証プログラム)が承認した国家的認証制度。
 - 森林管理協議会。

- 3.7.6. 包装材：**お取引先様からコダックに供給される製品に使用される包装材について、適用されるすべての[包装材要件](#)を満たす必要があります。

4. 倫理的要件

4.1. 紛争鉱物：

コダックは、ドッド・フランク法、EU 紛争鉱物規則 2017/821、OECD デューデリジェンスガイダンス、および業界のベストプラクティスを遵守し、倫理的で責任ある[紛争鉱物](#)調達に取り組んでいます。コンプライアンスを確保し、コンゴ民主共和国 (DRC) およびその周辺国（アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共

和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)、および[紛争地域](#)および[高リスク地域](#) (CAHRA) からの調達を防止するため、コダックからの要求がある場合、供給業者様は紛争鉱物ポリシー、[デューデリジェンス管理システム](#)に従い、紛争鉱物報告テンプレート (CMRT) を毎年 kodakconflictminerals@kodak.com に提出してください。

コダックは、このプログラムをサプライチェーン全体の取り組みとして位置付けているため、販売代理店を含む当社の供給業者様には、サプライチェーン全体の適合を確実なものとするために、供給業者様への供給元にも伝えるよう求めます。コダックは、OECD デューデリジェンスガイダンスに概説されている原則に沿い、供給業者様が実行するそのプログラムの度合に基づいて、供給業者様を社内で評価します。供給業者様が是正措置の実施に協力しない場合、および/またはコンプライアンス基準を満たさない場合、コダックは当該供給業者様からの購入を中止するなど、適切な措置を講じる権利を有してください。

4.2. 動植物由来原料：

- 4.2.1. 供給業者様はすべての動植物由来原料を、出所証明書類とともに申告してください。
- 4.2.2. 製品は、[絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 \(CITES I、II、III\)](#)、[国際自然保護連合 \(IUCN\) の絶滅危惧種レッドリスト™](#)、[絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 \(ESA\)](#) の下で絶滅危惧種または絶滅のおそれがあると分類された動植物の種を原料として製造に使用してはなりません。
- 4.2.3. コダックは、農場で飼育された動物から供給されるすべての原材料について、[Five Freedoms](#) 遵守を義務付けています。

4.3. 強制労働およびサプライチェーンのデューデリジェンス：

- 4.3.1. 供給業者様は、グローバルな事業活動において、国連、欧州連合、米国、英国、その他世界各国の人権、労働、社会基準に関するすべての適用法を遵守してください。例えば、英国の現代奴隷法、米国のウイグル強制労働防止法 (UFLPA)、メキシコの強制労働輸入禁止などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
- 4.3.2. 供給業者様は、サプライチェーンのデューデリジェンスと透明性に関するすべての適用法を遵守してください。例えば、カリフォルニア州のサプライチェーン透明化法、米国のウイグル人強制労働防止法 (UFLPA)、英国の現代奴隷法、ドイツのサプライチェーンデューデリジェンス法、オーストラリアの現代奴隷法などが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。

5. 成形品に関する要件

供給業者様は納入する製品が、[成形品に関する要件](#)、および[成形品、化学品、電気・電子機器 \(EEE\)、包装材に関する一般共通要件](#)に準拠していることを確認してください。

5.1. プロポジション 65：

供給業者様は、1986年のカリフォルニア州安全飲料水および有害物質施行法（プロポジション 65）に基づき、カリフォルニア州でラベル表示が義務付けられている場合、その旨を申告してください。消費者向け製品を納入する供給業者様は、コダックが事前に書面で承認した場合を除き、カリフォルニア州プロポジション 65 のラベルを必要としない製品をコダックに提出してください。プロポジション 65 リストには、鉛、水銀、フタル酸エステル、PCB、DEHP を含む 1,000 以上の化学物質が含まれており、[プロポジション 65 リスト - OEHHA \(ca.gov\)](https://oehha.ca.gov) で確認できます。

5.2. EU 森林破壊規制（EU）2023/1115

天然ゴムを原料とし、規制(EU) 2023/1115 の付属書 I に記載されている製品の範囲にある成形品は、以下を遵守してください：

- 森林破壊がないこと
- 生産国の関連規制に従って生産されていること
- デューデリジェンス声明を満たしていること

供給業者様は、必要なデューデリジェンスチェックを実施できるように、供給前に EU 2023/1115 の第 9 条に概説されている情報をコダックに提出してください。

5.3. 予測可能な使用中に成形品から放出される化学物質：

供給業者様はこのような化学物質に対して、[化学品に関する要件](#)を満たすことを確認してください。

6. 化学品に関する要件

供給業者様は納入する製品（[化学品](#)）が、[成形品、化学品、電気・電子機器（EEE）、包装材料に関する一般共通要件](#)に準拠していることを確認してください。

6.1. 安全性データシート（SDS）：

供給業者様は、化学品、溶液または混合物の SDS を、供給時に HSE 部門（ww-sds@kodak.com）およびコダックの購買担当者に提出してください。SDS は、GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）の該当条項、または材料が輸送される国の同等の規制に準拠してください。SDS は、英語および供給されるすべての国の用語で提出されるものとします。EU 規格に準拠した SDS を少なくとも一言語で提出するようお願いします。（ドイツ語が望ましい。）

6.2. 各地域の化学品登録：

供給業者様は、化学品登録および製造前届出義務を制定している国において、対象になる化学品（溶液、混合物、または予測可能な使用中に成形品からの放出を含む）の申告が必要な場合があります。化学品管理規制を有する国および地域には、オーストラリア（AICS）、カナダ（DSL/NDL）、中国（IECSC）、欧州連合（EINECS）、日本（ENCS）、韓国（ECL）、ニュージーランド（NZIoC）、フィリピン（PICCS）、オンタリオ州、スイス、台湾、トルコ、米国（TSCA）が含まれるが、これらに限定されるものではありません。

6.3. REACH :

コダック製品が欧州連合 REACH 規則 (EC) No. 1907/2006 の要件に適合することを確実にするために、供給業者様は以下の情報を提出してください。

- 化学品が EU 内で製造されているかどうか
- 供給業者様が化学品を予備登録または登録しているかどうか
- 化学品の報告が免除されているか (免除されている場合はその理由)

EU 地域内でコダックにその化学品が対して報告義務がある場合に、EU 地域外の企業である供給業者様が EU に輸出する場合に指名する唯一の代理人 (Only Representative) が、コダックの数量/用途を含めることに同意するかどうかを示します。コダックが韓国やトルコなどの国で REACH と同様な要件を満たすのを支援するために、供給業者様は要求された場合に追加情報を直ちに提出してください。

7. 電気・電子機器 (EEE) に関する要件

供給業者様は納入する製品が、[EEE に関する要件](#)、および[成形品、化学品、電気・電子機器 \(EEE\)、包装材料に関する一般要件](#)への準拠していることを確認してください。

7.1. 識別が困難な部品に関するトレーサビリティ要件 :

プラスチック、発泡スチロール、ワイヤーハーネス、回路基板、安全ラベルを納入する供給業者様は、別途指示がない限り、[付属書 B](#) に従ったトレーサビリティ要件を満たすようにしてください。これらのトレーサビリティ要件を満たすことで、材料および/または部品が、規制当局の製品安全検査報告書に記載されているものと同ーまたは同等であることを、規制当局の検査官に示すことができます。

7.2. バッテリー :

バッテリーは、EU 電池指令 2006/66/EC および EU 電池規則 2023/1542 に準拠してください。要求があった場合、供給業者様はコダックに以下のバッテリー情報を提出してください。(これら以外の重要情報がある場合は、追加してください) :

- 製品に同梱されている内蔵または非内蔵バッテリーの数と重量
- バッテリーの化学的性質
- IEC および ANSI 指定 (例 : R03 および 24)
- フォームファクター (形状)
- 電圧
- 一次電池 (非充電式) か二次電池 (充電式) か
- 輸送分類
- 安全性データシート (SDS)
- 試験報告書および/または証明書 (CE マーク、UL NRTL マーク、国連輸送安全性試験証明書、韓国製品安全試験証明書など)

7.3. 完成産業用電気・電子機器 (EEE) に関する要件 :

完成品の EEE には、スタンドアロンのプリンター、印刷機、プレートセッター、プレートプロセッサ、プレートスタッカー、スキャナー、ワークステーション、外部電源が含まれますが、これらに限定されません。規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書により、販売を予定している国を通知し、それに必要な適用される規制要件、マークまたは表示が製品自体またはデータプレートに記載され、必要な文書を機器とともに納品してください。例：機械指令の適用範囲にある EEE に適用されるシリアル番号付きの EU 適合宣言書。

7.3.1. 製品の安全性 (PS) : EEE の販売対象国固有の規制要件がない場合、EEE は米国または EU の該当する製品安全規格への準拠が求められます。もしくは、EEE 対象市場に適用されるすべての製品安全規格および作業場所の安全要件 (UL、CSA、IEC/EN、ASTM 規格、EU 製品安全指令など) に準拠する必要があります。適用される PS 規格が満たされていることを確認するため、供給業者様は、ワイヤレスまたはレーザー技術が使用有無をコダックに開示してください。証明書、テストレポート、および補足資料は、要求に応じて、供給業者様が販売承認を得ているすべての地域および/または国に対して提出してください。

- 設置、使用、サービス中に顧客やサービススタッフへのリスクを軽減するために採用すべき適切な予防や保護措置を明記したマニュアルやガイドを提出してください。
- 安全指示書および安全ラベルは、予定対象市場の 1 つ以上の公用語で提出してください。
- 特定の製品に関する規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書には、追加要件が含まれている場合があります。供給業者様には、その機器が設置される特定市場のすべての機器規制要件を満たすことを求めます。

7.3.2. 電磁両立性 (EMC) : 国固有の規制要件がない場合、EEE は該当する米国 FCC または EU EMC 指令/規格への準拠が求められます。それ以外では、EEE は、対象市場に適用されるすべての電磁両立性 (EMC) 要件に準拠する必要があります。(例えば、米国およびカナダの FCC、オーストラリアおよびニュージーランドの RCM マーク、韓国の KC マーク、EU の CE マーク / EU EMC 指令)。適用される EMC 基準を満たしていることを確認するため、供給業者様は、ワイヤレスまたはその他のイオン化/非イオン化エミッタ技術が使用されているかどうかをコダックに開示してください。証明書、テストレポート、および補足資料は、供給業者様が販売承認を得ているすべての国に対して、要求に応じて提出してください。

- 特定の製品に関する規制遵守ガイドライン文書またはその他の文書には、追加要件が含まれている場合があります。供給業者様には、その機器が設置される特定市場のすべての機器規制要件を満たすことを求めます。

7.3.3. 騒音レベル : 製品は以下の音圧レベルに適合する必要があります :

- 一般的なオフィスシステムは 70 dB(A)未満であること。
- コダックの要件に従い、大型のプロフェッショナルオペレーティングシステムは、オペレータが継続的にさらされるワークステーションにおいて 80 dB(A)未満であること。

コダックは、8 時間労働を基準にフルシフト暴露レベルを設定しています。8 時間 TWA として 90 dBA の OSHA 許容暴露限界値、または 8 時間 TWA として 85 dBA の聴覚保護行動レベルに基づき、5 dBA 増加するごとに許容暴露時間が 2 分の 1 に減少します (例 : 8 時間から 4 時間に)。

- 7.3.4. エネルギー効率：** 製品は、機器の種類および対象市場に適用される試験、ラベリングおよび登録を含む適用されるすべてのエネルギー効率規制に適合する必要があります。(例：米国の DOE、カナダの NRcan、EU 指令 2009/125/EC、韓国の K-MEPS)。

8. 包装材に関する要件

供給業者様は納入する包装材が、[包装材に関する要件](#)、および[成形品、化学品、電気・電子機器 \(EEE\)、包装材に関する一般要件](#)への準拠していることを確認してください。

8.1. 環境への影響：

コダックに供給される包装材は、以下のように設計および製造されるものとします。

- 容積および重量が、当該包装製品の安全および衛生を適切かつ必要なレベルに維持できる最小限に制限されていること。
- 再利用可能または容易にリサイクル可能であるか、少なくともエネルギー回収の形で回収可能であること。
- 可能な限り再生材料を使用していること。

8.2. 包装材のマーキング：

すべての包装材には、包装材に関する EU の識別システム 97/129/EC で定義されている適切なマークを、包装材自体またはラベルにつける必要があります。例外としては、金属化フィルムやラミネート、シュリンクラップ、発泡スチロール、およびマーキングが実用的でない寸法や色の材料などがあります。

8.3. プラスチック包装：

すべての [硬質プラスチック包装容器 \(RPPC\)](#) は、少なくとも 25% の使用済みリサイクル材料を含む必要があります。

その他すべてのプラスチック包装は、リサイクルプラスチックの含有率を可能な限り高くし、最低 30% のリサイクルプラスチック含有量（使用前/または使用后）を目指す必要があります。

すべてのプラスチック包装材はリサイクル可能である必要があります。

プラスチック袋の使用は、当該包装製品の安全および衛生を、適切かつ必要なレベルに維持するために不可欠な場合に限定されるものとします。

8.4. 紙包装：

紙ベースの包装は、森林管理協議会 (FSC) 認定供給元（または同等のもの）から供給されるか、最低 10% のリサイクル材を含む必要があります。

また、製品包装に使用される未使用繊維や回収繊維の漂白に、元素塩素を使用してはなりません。

8.5. 木材包装：

国際貿易で使用され、植物害虫が侵入経路となる可能性のある無垢材の包装材は、輸出入時に、国連基準 ISPM-15 に従って処理およびマークされ、樹皮がついていないことが必要です。詳細については、[付属書 C](#)を参照してください。

おがくず、木毛、削りくず、細く切った原木は、検疫有害生物を侵入経路として適当ではないため、技術的に正当な理由がない限り規制されません。

8.6. 製品包装に関する地域要件：

包装は、以下に示す様々な州、国、地域の要件に従う必要があります。これらの要件に関する追加情報は、[付属書 C](#)に含まれる参考資料にあります。

8.6.1. 地域別包装報告： 供給業者様は、地域別包装報告義務の計算を容易にするため、要求に応じて、コダックに供給する包装の全構成要素の重量、容積、材料構成（パーセント単位で表示される再生含有率を含む）を提出してください。

8.6.2. 危険物の包装： 危険物の輸送に使用される包装は UN 基準を満たすものとし、供給業者様は、要求に応じて、材料に適用される規制（IMDG または IATA）に準拠して包装および収納されていることを宣言する危険物包装証明書を提出してください。

8.6.3. 欧州連合（EU）における要件：

8.6.3.1. 包装および包装廃棄物に関する欧州指令

供給業者様は、要求があった場合、指令 94/62/EC で定められた「必須要件」に対する適合証明書をコダックに提出してください。

8.6.3.2. 森林破壊に関連する製品に関する規則（EU）2023/1115

紙または木材を使用した包装材は、以下の条件を満たすものとします：

- 森林破壊がないこと
- 生産国の関連法規に従って生産されていること
- デューデリジェンスステートメントの対象であること

供給業者様は、必要なデューデリジェンスチェックを実施できるように、要求に応じて EU 2023/1115 の第 9 条に概説されている情報をコダックに提出してください。

8.6.4. 韓国における要件：

8.6.4.1. 「資源の節約とリサイクル促進に関する法律」第 14 条は、韓国で電子機器の緩衝材として使用されるすべての発泡包装材に「分離排出」マークを表示することを義務付けています。このマークは、リサイクルのための製品と包装材の分別を促進するものです。適用除外には、表面積が 50 cm² 以下の包装および包装材、部品の重量が 30g 以下の容器、材質および構造が材料への印刷、刻印またはラベル貼付が困難な包装および包装材などがあります。

8.6.4.2. 環境省告示第 2019-244 号により、以下の包装材は使用できません：

- ポリ塩化ビニル (PVC) ラミネート、シュリンクラップ、コーティング
- 着色されたポリエチレンテレフタレート (PET) ボトル
- 包装材リサイクル性評価基準の付属書 1 に基づく、ボトルから剥がれない PET ボトルラベル粘着剤

9. 付属書

付属書 A - 要申告物質および制限物質

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
動植物由来物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅のおそれのある野生動植物種の国際貿易に関する条約 (ワシントン条約 : CITES I、II、III) IUCN絶滅危惧種レッドリスト 米国 : 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (ESA) コダックの要件 	成形品 化学品 包装材 機器
殺生物剤/生物発育阻止剤/農薬	意図的に添加されたすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 米国 : 連邦殺虫・殺菌剤・殺鼠剤法(FIFRA) カナダ : 害虫規制製品法 (S.C.2002、c. 28) 殺生物性製品規則 (BPR、規則 (EU) 528/2012) 韓国 : 消費者向け化学製品および殺生物剤安全法 (Consumer Chemical Products and Biocides Safety Act) ブルーエンジェル要件 	成形品 化学品 包装材 機器
臭素系難燃剤	<p>多臭素化ビフェニル (PBB) および多臭素化ジフェニルエーテル (PBDE) を、均質レベルで測定して重量 0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用することは禁止されています。</p> <p>PBBおよびPBDE以外の臭素系難燃剤を、製品レベルで測定して重量0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用することは禁止されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 RoHS指令2011/65/EU および (EU) 2015/863 米国 : TSCA第6条(h) カナダ - CEPA - 特定有毒物質禁止規則 	成形品 化学品 包装材 機器

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMR)	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 既知のヒト発がん性物質： <ul style="list-style-type: none"> ○ IARC 1 ○ ACGIH A1 ○ NTP「ヒト発がん性があることが知られている」 • 発がん性が疑われる： <ul style="list-style-type: none"> ○ IARC 2A、IARC 2B ○ ACGIH A2 ○ NTP「発がん性があることが合理的に予測される」 • 13 OSHA発がん性物質 • 発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMR)： <ul style="list-style-type: none"> ○ GHSカテゴリー1A、1B、2 • CERHR分類：生殖に対する有害な影響の「深刻な懸念」および「懸念」 • カリフォルニア州プロポジション65の生殖/発がん性物質および発がん性物質のリスト • EU REACH 1907/2006のSVHC候補リスト 	成形品 化学品
懸念される化学物質	ヒトに不可逆的な重大な有害影響を引き起こすことが知られている、あるいは関連する暴露経路によってそのような影響を引き起こす可能性があるとして推定されるすべての物質を申告してください。 (発がん性物質、変異原性物質、生殖毒性物質以外の物質)	<ul style="list-style-type: none"> • 米国： TSCA第6条(15 U.S.C. § 2605) • GHS基準：特定標的臓器有害性 (STOT) -反復暴露カテゴリー1または2 • ブルーエンジェル要件 	成形品 化学品

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
紛争鉱物： タンタル 錫 タングステン 金	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ドッド・フランク ウォール街改革および消費者保護法 第1502条 EU 紛争鉱物規則2017/821 	成形品 機器
内分泌かく乱物質試験	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006のSVHC候補リスト CLP規則に基づいて、人の健康または環境に対してカテゴリ1またはカテゴリ2の内分泌かく乱物質に分類される物質 フランドル、デンマーク、フランス、オランダ、スウェーデン当局が作成したEDリストのリスト I およびリスト III は、EDリスト 内分泌かく乱物質リストに掲載されています 	成形品 化学品
EPA 高優先化学物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 米国：TSCA第6条(15 U.S.C. § 2605) 	成形品 化学品 機器
フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	製造時に意図的に添加または使用してはなりません。 代替手段がない場合、供給業者様がコダックに納入する製品には、地球温暖化係数の低いフッ素化温室効果ガスのみを含めるものとします。供給業者様は、要求に応じて、含有されるフッ素化温室効果ガスの名称、当該製品における重量、およびその地球温暖化係数をコダックに提出する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 (EU) No 517/2014 米国：EPA 40 CFR Part 82 Subpart G ワシントン州法案1112、ハイドロフルオロカーボン温室効果ガス排出。 	化学品 機器

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
重金属： カドミウム/カドミウム化合物 六価クロム/六価クロム化合物 (Cr ⁺⁶) 鉛/鉛化合物 水銀/水銀化合物 ニッケル/ニッケル化合物 銅/銅化合物	<p>意図的に添加された、または不純物として存在することが知られているすべての物質を申告してください。</p> <p>包装材：意図的に添加されたカドミウム、六価クロム、鉛、水銀の合計濃度が100ppmを超えてはなりません。試験方法については、付属書Dを参照してください。</p> <p>バッテリー：カドミウム/カドミウム化合物は、重量0.001%以上の濃度での使用が禁止されています。鉛/鉛化合物は、濃度が重量0.004%以上の場合、ラベル付けが必要です。水銀/水銀化合物は、重量0.0005%以上の濃度での使用が禁止されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH1907/2006の付属書XVII (18、23、27、47、63) 中国電子情報製品汚染防止管理弁法 EU電池指令 2006/66/EC およびEU電池規則 2023/1542 EU包装および包装廃棄物指令 94/62/EC第11条 RoHS指令2011/65/EU および (EU) 2015/863 水銀含有製品規則SOR2014/254 米国カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法 (カリフォルニア版RoHS) ブルーエンジェル要件 	成形品 化学品 機器 包装材
IEC 62474報告対象物質	<p>IEC 62474に記載されているすべての報告対象物質群および報告対象物質を報告します。</p> <p>報告対象物質リスト(DSL)と参照物質リスト(RSL)は、IEC 62474ウェブサイトの左側にあります。</p> <p>DSLは報告対象物質群および報告対象物質のリストです。</p> <p>RSLは、物質群に含まれる物質の指標リスト (CAS番号を含む) を提出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> IEC 62474 - 電気電子業界及びその製品に関するマテリアルデklarレーション (材料宣言) 	成形品 機器
鉍物油 - 鉍物油芳香族炭化水素 (MOAH) および鉍物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装用印刷インキおよび製品文書に使用してはなりません。	<ul style="list-style-type: none"> フランス：廃棄物対策と循環型経済の促進、法律2020-105 ブルーエンジェル要件 	化学品 包装材

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
ナノ材料	<p>ナノ材料とみなされる粒子を申告し、以下のような入手可能な全てのデータを提出します：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 比表面積、形状、密度 ・ 凝集または凝集傾向 ・ 表面改質 ・ 物理化学的特性（オクタノール・水分配係数、溶解度など） ・ 毒性データ 	<ul style="list-style-type: none"> • 米国：TSCA (40 CFR 704) • ナノ材料の定義に関する2022年6月10日の委員会勧告2022/C 229/01 	成形品 化学品
オゾン層破壊物質（ODS）	<p>コダックに供給される製品の製造に、意図的に添加または使用してはなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • モントリオール議定書 • クラスIおよびクラスIIのODSリストは、こちらをご覧ください：オゾン層破壊物質 US EPA 	成形品 化学物質 機器 包装材
パーフルオロアルキル化合物 (PFAS)	<p>以下に分類されるPFASは、意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されてはなりません：</p> <p>PFOSおよびその誘導体 PFOAおよびその誘導体 PFHxSおよびその誘導体 PFHxAおよびその誘導体 C9 - C14 PFCA</p> <p>意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されたすべてのPFAS（上記以外の分類も含む）を申告してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • コダックの要件 • EU残留性有機汚染物質（POPs）規則EU 2019/1021 • 米国：TSCAに基づくパーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）の報告および記録保管要件 • カナダ - CEPA - 特定有害物質禁止規則 	成形品 化学品 機器 包装材

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
難分解性・生物蓄積性・毒性 (PBT) 物質、極めて難分解性で高生物蓄積性 (vPvB) 物質、難分解性・移動性・毒性 (PMT) 物質、極めて難分解性で高移動性 (vPvM) 物質、または残留性有機汚染物質 (POP)	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されたすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> 米国EPA持続可能な未来ガイダンス 米国：TSCA第6条(h) 欧州連合REACH指令/CLP規則 EU REACH 1907/2006の付属書XIII EU POPs 2019/1021の付属書I 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 	成形品 化学品 機器 包装材
フタル酸エステル類	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されたすべての物質を申告してください。包装材に意図的に添加してはなりません。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 米国包装材有害物質クリアリングハウス (TPCH) 	成形品 化学品 機器 包装材
フェノール、リン酸トリス (3:1) (PIP (3:1))	意図的に添加してはなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 米国：TSCA第6条(h) コダックの要件 	成形品 機器
ポリ塩化ビニル (PVC) およびポリ塩化ビニリデン (PVDC)	PVCをプラスチック包装材に使用してはなりません。 PVCとPVDCは、成形品に重量0.1% (1000ppm) を超える濃度で使用してはなりません。 機器に意図的に添加された全てのPVCとPVDCを申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> ブルーエンジェル要件 韓国環境部告示第2019-244号 コダックの要件 	成形品 機器 包装材
REACH制限物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されたすべての物質を申告してください。皮膚腐食性カテゴリ-1、1A、1Bまたは1C、皮膚刺激性カテゴリ-2、重篤な眼障害カテゴリ-1または眼刺激性カテゴリ-2に分類されることによりRestriction 75に該当する物質は、この要件の対象外とみなします。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006の付属書XVII コダックの要件 	成形品 化学品 機器 包装

物質/物質群	品質/しきい値	参照	製品の種類
有害物質使用制限 (RoHS)	RoHS 指令の対象となる機器は、EU 適合宣言書 (Declaration of Conformity; DoC)への準拠を宣言してください。	<ul style="list-style-type: none"> RoHS指令2011/65/EU および (EU) 2015/863 コダックの要件 	機器
感作物質	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されている、既知の呼吸器感作性物質または皮膚感作性物質をすべて申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 ブルーエンジェル要件 	成形品 化学品
高懸念物質 (SVHC)	0.1重量%を超えて存在する全てのSVHCを申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006の付属書XIVのSVHC候補リスト 	成形品 化学品 機器 包装材
合成ポリマー微粒子	EU REACH 1907/2006の付属書XVIIで定義されているすべての合成ポリマー微粒子を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> EU REACH 1907/2006の付属書XVII (78) 	成形品 化学品
毒性特性物質	<p>成形品および包装材：40 CFR 261.24、表 1に一覧表示されている全ての成分を申告してください。</p> <p>40 CFR 261.24、表 1の成分を含む成形品：TCLP（毒性指標浸出法）試験データを提出してください。</p> <p>化学物質：40 CFR 261.33 に一覧表示されている全ての成分とその重量%を提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 米国：40 CFR 261.24、表1 米国：40 CFR 261.33 	成形品 化学品 包装材
揮発性有機化合物 (VOC)	意図的に添加された、または不純物として存在することが確認されているすべての物質を申告してください。	<ul style="list-style-type: none"> コダックの要件 米国：EPA 40 CFR 59 	成形品 化学品 機器 包装材
電気電子機器廃棄物 (WEEE)	WEEE指令の対象になる機器には、WEEEシンボルを付けるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> EU 指令2012/19/EU 	機器

付属書 B - 識別が困難な部品のトレーサビリティに関する要件

説明	プラスチックおよび発泡スチロール	ワイヤーハーネス	回路基板	安全ラベル
要件	材料は安全機関の検査官が識別できること。	ULレコグナイズド・ワイヤハーネス製造業者プログラムおよびCSA認定ワイヤハーネスプログラムに従い製造されたことが識別できること。	ULレコグナイズド・コンポーネント・プリント配線プログラムに従い製造されたことが識別できること。	ULおよび/またはCSAのマーキングおよびラベリングシステム承認プログラムに従い製造されたことが識別できること。
各出荷ごとの供給業者様からの必要情報	<ul style="list-style-type: none"> 成形機名 コダック部品番号 原材料製造業者 プラスチック製造業者の型番（例：「Cycloy C6200」） 成形された月と年 該当する場合は、ULレコグナイズド成形機プログラム番号 <p>メタリック（EMI）コーティングを施した部品については、塗布者、使用工程、使用したメタリック（EMI）コーティング材料。</p>	輸送用コンテナまたは各ハーネスのワイヤーハーネスラベル。	ULプリント配線プログラムに従って部品にマークを付ける （例：製造業者名または商標、ボードタイプ）。	製造業者の識別（例：名称または商標）および製造業者のラベルタイプ（例：タイプ 123）。
コダックにトレーサビリティを提供するための許容される方法	<ul style="list-style-type: none"> 部品ごとに成形 最小の輸送用コンテナに上記 6 項目を記載した「スタッファーシート」 各輸送用コンテナに上記 6 項目を記載したラベル 	<ul style="list-style-type: none"> 各ハーネスにラベルを貼る 出荷可能な最小包装にラベルを貼る ハーネスが収納された輸送用ボックスにラベルを貼る 	ULプリント配線プログラムの要件に従って部品にマークを付ける。	<ul style="list-style-type: none"> CSA 認可ラベルの場合、各ラベルに識別子を付ける。 UL 認可ラベルの場合は、各ラベルまたは最小の配達用包装に識別子を付ける。
関連供給業者様の安全性への期待	部品は UL レコグナイズド組立部品プログラムに従い製造されます。	ハーネスは、UL レコグナイズド・ワイヤリングハーネス製造業者プログラムに従い製造され、CSA の認証を得る。	部品は、UL レコグナイズド・プリント配線基板プログラムに従い製造されます。	安全ラベルは、UL および/または CSA の「マーキングおよびラベリングシステム」要件の承認を受けます。

付属書 C - 包装材に関する参考資料

包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 94/62/EC

(指令(EU) 2018/852 により改正)

詳しくはこちら：[EU 法令の要約 - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

97/129/EC : 包装材の識別システムを確立する 1997 年 1 月 28 日の欧州委員会決定

詳しくはこちら：[決定 - 97/129 - EN - EUR-Lex \(europa.eu\)](#)

木材包装材

承認されている処理には、臭化メチルによる燻蒸または熱処理（Heat Treatment: HT） - 芯温56°C（133° F）で30分間加熱 - が含まれます。

キルンドライ（Klin Drying: KD）またはケミカル加圧含浸法（Chemical Pressure Impregnation: CPI）は、前述の熱処理仕様を満たす限り、熱処理とみなすことができます。

処理された硬材の木材包装材には、国際植物防疫条約（IPPC）のロゴ、ISOの2文字の国別コード、その後国家植物防疫機関（NPPO）が生産者に割り当てる固有の番号、および使用された植物防疫措置のIPPC承認略号（例：HT や MB）を表示してください。

リサイクル、再製造、修復された木材包装材は、再認証および再マーキングが必要です。そのような材料のすべての部品は処理されている必要があります。

詳しくはこちら：[IPPC - 国際植物防疫条約](#)

韓国分離排出マーク

詳しくはこちら：[韓国分離排出システム](#)

付属書 D - 包装材の重金属の試験とサンプリングに関する説明

化学物質	技術	基準値	試験方法*
カドミウム	誘導結合プラズマ Inductively coupled plasma	鉛、水銀、六価クロムを含む合計が 100ppm 未満	6010
鉛	誘導結合プラズマ Inductively coupled plasma	カドミウム、水銀、六価クロムを含む合計 100ppm 未満	6010
水銀	冷蒸気原子吸光分光法 Cold Vapor Atomic Absorption Spectroscopy	カドミウム、鉛、六価クロムを含む合計 100ppm 未満	7470、7471
六価クロム	原子吸光分光法 Atomic Absorption Spectroscopy	カドミウム、鉛、水銀を含む合計 100ppm 未満	7190、7195、7196、7197

* 試験方法 - 廃棄物やその他の物質中の化学物質濃度を測定するための、米国環境保護庁 (EPA) の SW 846 分析法セット。

付属書 E - 用語の定義

成形品 - 品物または物体で、その製造中に特殊な形状、表面状態またはデザインが施され、最終用途の機能が、化学組成よりもその形状またはデザインに全体的または部分的に依存するが、作動に交流または直流電流を必要としないもの。成形品の例は、紙、ボルト、ケーブル、テープなど。

注：EEE の製造に使用される電池および部品は、本文書に規定される EEE の要件に従って評価され、申告されるものとします（電気・電子機器 (EEE) の項参照）。

化学品 - 明確な分子構成を持つ有機または無機物質からなる製品または原材料。固体、液体、または気体。化学品は個別物質または混合物の場合があります。化学製品の例としては、界面活性剤、顔料、溶剤、ポリマーなどがあります。化学品には、アルコール洗浄ワイプのような、化学品の容器やキャリアとして機能する成形品も含まれます。

紛争地域および高リスク地域 - 紛争地域や高リスク地域は、武力紛争や広範にわたる暴力、あるいは人々に危害を及ぼすその他のリスクの存在によって識別されます。武力紛争には、国際紛争、非国際紛争、2つ以上の国家が関与する紛争、解放戦争、反乱、内戦など、さまざまな形態があります。高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度の脆弱さ、治安の悪さ、公共インフラの崩壊、暴力が蔓延している地域が含まれます。このような地域は、広範にわたる人権侵害や国内法または国際法違反が多いのが特徴です。

紛争鉱物 - 米国証券取引委員会の Form SD および規則 (EU) 2017/821 で定義されている紛争鉱物（現在は 3TG、またはタンタル、錫、タングステン、金、およびそれらの派生物）。

デューデリジェンス管理システム - 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デューデリジェンスガイダンス ([「OECD ガイダンス」](#)) により定義された 5 段階の枠組みの実施。これには、強固な企業管理システムの確立と維持、コダックのサプライチェーンにおけるリスクを特定および評価するプロセスの確立と維持、特定されたリスクへの対応、製錬業者/精製業者の調達活動の監査、サプライチェーンのデューデリジェンスに関する公開報告などが含まれます。

電気・電子機器 (EEE) - 電流または電磁場に依存する、またはそのような電流や電磁場を生成、伝達または測定する、少なくとも 1 つの意図された機能を有するすべての機器。完成品の EEE には、スタンドアロンのプリンター、プレス、プレートセッター、プレートプロセッサ、スキャナー、ワークステーション、外部電源などが含まれます。また、EEE は、電源の有無にかかわらず、EEE に組み込むことを意図した特定の形状または設計で形成されたコンポーネントおよび部品にも適用されます。これには、センサー、ハードウェア部品、印刷回路基板、バッテリー、ケーブル、コード、機器製品および/またはシステムの組み立てに使用される機械的および電気機械的部分組立品および付属部品が含まれますが、これらに限定されません。

意図的に添加 - 特定の特性、外観、または品質を提供するために、継続的な存在が望まれる製品の製造における意図的な使用。

存在が確認されている - 供給業者様が供給する製品に対し、既存の分析情報、二次供給業者様からの申告またはその他の方法により、その材料が存在を知っていること。

ナノ材料 - U.S. EPA TSCA (40 CFR 704) に記載されているナノ材料とみなされる粒子、および/または、**ナノ材料の定義に関する EU 委員会勧告 (2022/C 229/01)** に従ったナノ材料の定義を満たす粒子

ナノ材料の定義に関する勧告([2022/C 229/01](#))

「ナノ材料」とは、単体で、または凝集体もしくは凝集塊中の識別可能な構成粒子として存在する固体粒子からなる天然、偶発的なまたは製造された材料であり、個数基準の粒度分布においてこれらの粒子の 50%以上が以下の条件の少なくとも 1 つを満たすものです：

- (a) 粒子の 1 つ以上の外形寸法が 1nm～100nm のサイズ範囲にある
- (b) 粒子が、棒状、繊維状または管状などの細長い形状をしており、2 つの外形寸法が 1nm より小さく、他の寸法が 100nm より大きい
- (c) 粒子が板状の形状をしており、1 つの外形寸法が 1nm より小さく、他の寸法が 100nm より大きい

粒子数に基づく粒度分布の決定において、少なくとも 2 つの直交する外形寸法が 100 μm より大きい粒子を考慮する必要はありません。ただし、1 立方センチメートルあたりの体積比表面積が 6 m² 未満の材料はナノ材料とはみなされません。

ナノ材料の定義に関する米国 EPA ガイダンス ([40 CFR Part 704](#))

[ナノ材料]... 25℃の標準大気圧では固体。凝集体および凝集塊を含む粒子が、少なくとも 1 つの次元において 1～100 ナノメートル (nm) のサイズ範囲にある形式で製造または加工され、1 つ以上の独特で新しい特性を示すように製造または加工されたもの。本規則は、1～100nm のサイズ範囲の凝集体および凝集塊を含む粒子が重量 1% 未満で製造または加工された化学物質には適用されません。これらのパラメータは、規則の対象となる化学物質を特定するためのものであり、ナノスケール物質の定義を定めるものではありません。

包装材 - 原材料から加工品に至る商品の格納、保護、取扱い、生産者から使用者または消費者への引渡しおよび提示のために使用されるあらゆる材料。包装は、一次包装、グループ化または二次包装、輸送または三次包装に分類される場合があります。包装の例として、カートン、木枠、ペール缶、トレイ、袋、パレット、パレットカラー、ドラム、荷台、スキッド、ダンネージ、内外装のブロック、ブレース、クッション、耐候性、外装のストラップ、ストレッチラッピング、コーティング、クロージャー、インク、接着剤、間紙、ラベルなどがあります。

再生含有率 - 製造工程（プレコンシューマ）または消費者使用後（ポストコンシューマ）のいずれかに、固形廃棄物の流れから回収または転用され、別の製品の製造に再利用された再生紙の含有率（%）

報告義務のある用途 - 報告義務のある特定の使用目的。注：この用途は、根拠となる法律または業界標準の範囲内で定義されます。例えば、バッテリー、繊維製品、木材などを含みます。

硬質プラスチック包装容器 (RPPC) - 比較的柔軟性のない有限の形状または形態で、最小容量が8液量オンス (236.6ミリリットル)、またはそれに相当する容積、最大容量が5液量ガロン (18.9リットル)、またはそれに相当する容積の、他の製品を保持しながらその形状を維持することができるプラスチック包装。 RPPCには、ボトル、カートン、ペール缶、クラムシェル、およびその他の容器が含まれるが、これらに限定されません。

しきい値レベル- 製品中に物質の存在を宣言する限度を定める濃度レベル。

付属書 F - 改訂履歴

改訂	セクション	変更	日付
8.0	すべて	大幅な再編成、フォーマット、要件の更新。	2024/08/29